

序 章 仙南地域広域景観計画の策定に当たって

(1) 計画策定の背景と目的

宮城県の南部に位置する仙南地域は、蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川に象徴される雄大な自然に加え、変化に富んだ地形を活かした牧場や果樹園、田園、温泉地などの多様な人々の営み、街道や宿場町、川湊の歴史文化など、自然と人と歴史が一体となって培われた景観を有しています。仙南地域の至るところから眺望できる蔵王連峰に象徴されるように、これらの豊かな景観が、ひとつの市や町を越えて広がっていることで“仙南地域らしさ”を醸し出し、私たちに潤いのある快適な生活環境を与えています。

このような背景の下、宮城県では、景観法運用指針で示された広域的な景観形成の手法を踏まえ、仙南地域の良好な景観の保全や活用を図るための基本事項を定めた「仙南地域広域景観マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」を策定します。マスタープランでは、景観特性、基本理念、基本方針及び景観重点区域を整理したほか、景観まちづくりに取り組んでいくための県と仙南市町^{※1}の役割分担や、その進め方について明らかにしております。

今回、景観形成の実効性を持たせるため、景観法（以下「法」という。）に基づき仙南地域広域景観計画（以下「本計画」という。）を策定します。本計画は、マスタープランの基本理念及び基本方針を踏襲し、景観重点区域の中でも景観計画による景観の保全・形成が必要な地区を景観計画区域^{※2}に指定し、地区ごとの景観形成方針や行為の制限を定めることで緩やかな景観コントロールを図ります。また、本計画の策定により仙南地域が一体となって景観形成に取り組む契機とし、仙南地域らしさが感じられる良好な景観の形成を図ることを目的とします。

本計画策定後、仙南市町は景観行政団体へ移行し、県と仙南市町との役割分担の下に、本計画に定める行為の制限に係る届出受理事務を担います。県は、届出受理事務について広域調整を図るとともに、本計画を下地とした仙南市町の独自の景観計画策定についても支援を続け、仙南地域における段階的な景観形成を推進していきます。

※1 仙南市町

本計画における仙南市町とは、マスタープランP. 6に記載の白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町の2市7町とします。

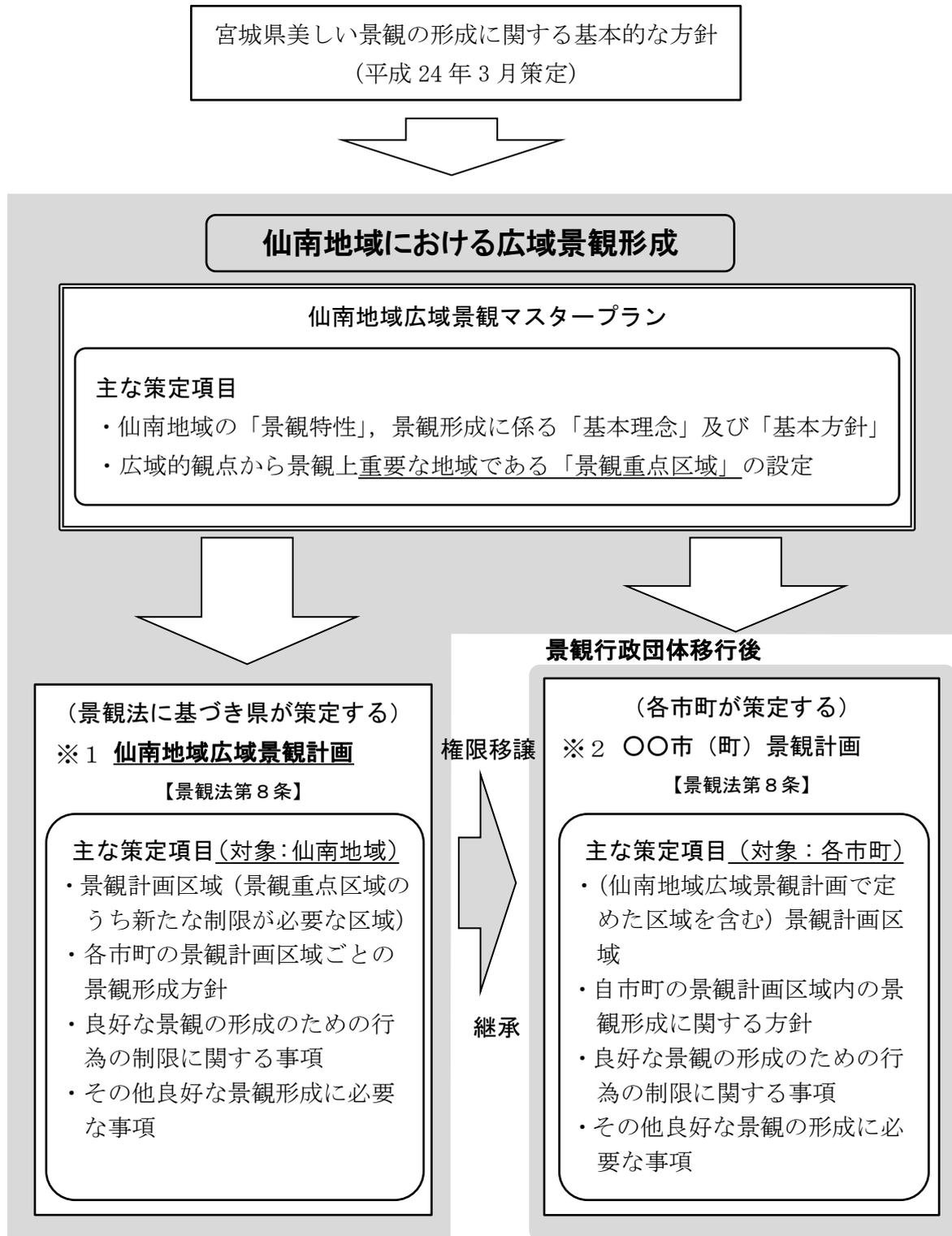
※2 景観計画区域

マスタープランでは、広域的な景観特性の地理的まとまりが見られる地域を、本計画や将来的に市町が策定する景観計画において、重点的に景観形成に取り組む区域を見据えて、景観重点区域として16地区を選定しました。本計画では、国定公園特別地域として一定の景観形成が図られている蔵王火山周辺地区、長老湖・横川地区、北原尾地区及び青根温泉地区の4地区を除いた12地区を景観計画区域に位置付け、景観計画による景観形成を図ります（ただし、仙南市町が景観計画（景観法第8条第1項）を施行した場合、施行した市町の景観計画区域における景観行政事務（同法第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務）は、本計画ではなく、当該市町の景観計画の内容に基づき実施されます。）。

これは、景観計画区域よりも自然公園法の特別地域における行為の制限が厳格であることから、緩やかな景観コントロールを図る本計画による過度な規制とならないよう配慮するためですが、本計画策定後は、自然公園法の許可の状況を注視しながら、4地区の景観計画による景観形成についても必要性を検討します。

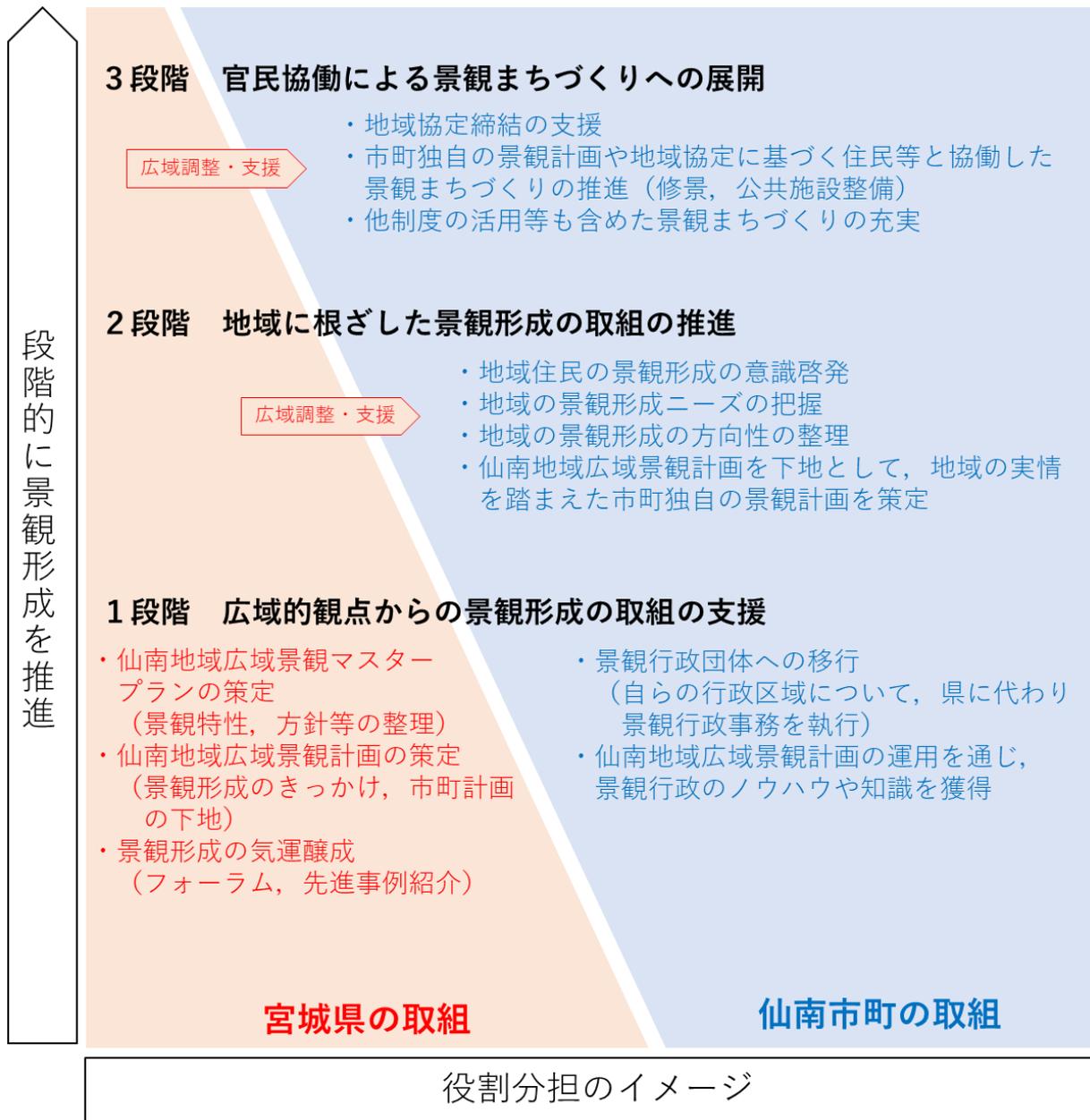
▼仙南地域広域景観マスタープラン及び景観計画の位置づけ

(仙南地域広域景観マスタープランより)



(仙南市町が景観計画(※2)を施行した場合、施行した市町の景観計画区域における景観行政事務は、本計画(※1)ではなく、当該市町の景観計画(※2)の内容に基づき実施されます。)

▼段階的な景観形成（仙南地域広域景観マスタープランより）



(2) 本計画の体系図

仙南地域広域景観計画（法定計画）

～仙南地域における景観形成のきっかけ～

序章 目的

仙南地域広域景観マスタープランの考え方を踏まえ、本計画を仙南地域が一体となって仙南地域らしさを育む景観形成の契機とし、“仙南地域らしさ”を象徴する良好な景観の保全・形成を図る。

第1章 仙南地域の景観特性 (仙南地域広域景観マスタープランより)

仙南地域広域景観マスタープランにおいて整理した景観特性

景観特性を踏まえ区域、方針等を設定

第2章 景観計画区域（法8条2項1号）

仙南地域に12地区を指定

区域共通の事項

◆良好な景観の形成に関する方針(法8条3項) 区域の景観形成の方向性

第3章 仙南地域における共通の基本的な方針 (良好な景観の形成に関する方針)

- (1) 基本理念
- (2) 基本方針

具体化

地区別の事項

第4章 地区別の景観計画区域、景観形成方針 (良好な景観の形成に関する方針) 及び景観形成基準

- (1) 景観計画区域
- (2) 景観形成方針
地区の特徴に応じた個別の方針

「良好な景観の形成に関する方針」を実現するための手段

◆行為の制限に関する事項(法8条2項2号) 一定規模以上の行為の規制

第5章 届出対象行為と届出の流れ

- (1) 届出が必要な行為（届出対象行為）
- (2) 特定届出対象行為
- (3) 届出手続きの流れ
- (4) 届出の対象外となる主な行為

届出
審査

- (3) 景観形成基準
地区ごとに定める届出内容の審査
基準

法8条2項3号に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針は、個々の建造物・樹木を指定するための方針であることから本計画では定めず、市町計画を策定する際に検討するものとします。